

兵士から外国人労働者へ

——アトリー労働党政権のポーランド人再定住政策 一九四六～四九——

溝 上 宏 美

【要約】 一九四六年五月、アトリー政権は旧亡命政府系ポーランド軍の解体と、そのメンバーの受け入れを決定した。従来、このポーランド兵は、労働力不足と人口減少への懸念を背景に同政権が積極的に受け入れた「白人」外国人労働力集団の一つとして位置づけられ、彼らになされた再定住支援は「白人」移民に対する同政権の歓迎姿勢を象徴するものとして捉えられてきた。しかし、本稿で明らかにするように、同政権が行った外国人労働力募集政策は期間も対象も限定された政策であつて、「白人」であつても無条件に歓迎するものではなかつた。また、ポーランド人に対する同政権の再定住支援は特殊な歴史的事情を背景としており、労働力不足という要因のみでは説明できない。むしろ、新たな外国人労働力の投入に際し、労働党を基盤とするアトリー政権は、国内世論との関係で慎重な対応を余儀なくされていたのである。

史林 九〇巻五号 二〇〇七年九月

はじめに

一九四六年五月二二日、イギリス外相ベヴィン (Ernest Bevin) は下院において二〇万以上にのぼるイギリス指揮下の旧亡命政府系ポーランド軍の兵士とその家族をイギリスに受け入れ、その定住を支援するためにイギリス軍の非武装組織としてポーランド人再定住軍団 (Polish Resettlement Corps) 以下、再定住軍団) を創設すると発表した。定住を前提としてこれほどの規模の外国人を政府主導で受け入れるという決定は、イギリス史上例がなかつた^①。しかし、別稿で論じたよう

に、共産化が進む本国の体制に従わず、ソ連圏の国々から「ファシスト」として反英プロバガンダの材料にもされていたこの軍は、イギリス政府の対外政策上「厄介」な存在になっていた。四六年六月にイタリアで制憲議会選挙と政体決定の国民投票が実施されるのを受け、共産勢力の強いイタリアの政治情勢にこの軍が与える影響を懸念したイギリス政府は、撤収が必要になったイタリア駐留ポーランド部隊（第二軍団、約二万人）の受け入れを余儀なくされたことを機に、終戦後一年以上も放置していた旧亡命政府系ポーランド軍の解体に踏み込むことを決定したのであった。この結果、アトリー政権は、当初一六万人ほどのほると予測された共産化する祖国への帰国を拒否するポーランド兵を、再定住軍団を通じて英国国内で除隊させ定住外国人として国内に吸収するという課題に直面する。ここにイギリス史上初めて、政府主導による制度的な外国人の再定住が開始されることになったのである。

イギリスの移民史においては、ポーランド人の再定住政策が行われたアトリー政権期から五〇年代にかけての時期は労働力不足を背景に政府が移民受け入れに寛大であった開放的な時期とする理解が一般的であり、ポーランド人の再定住政策もこの文脈の中で捉えられてきた。しかし、アトリー政権期の移民政策を開放的とする理解については、「カレード」移民の研究者によって、国籍法上はイギリス臣民と規定され英国への入国権を持つていた「カレード」移民の流入を同政権が間接的に抑止しようとしていたことが指摘され、修正されてきている。③この中で、「カレード」移民への対応との比較で、本稿で取り上げるポーランド人を含む、アトリー政権期に受け入れられたヨーロッパ系の外国人労働力に対する同政権の支援の積極性を強調し、同政権の外国人労働力政策に「人種」差別性を読み込む研究が出てきた。代表的な研究であるポールの研究は、アトリー政権がヨーロッパ系の外国人労働者を受け入れた要因として、労働力不足の他に、人口減少への懸念の中でイギリスの人口を増大させ、ひいては帝国の維持も図りたいとする同政権の思惑があったことを指摘している。彼女は、ヨーロッパからの外国人労働者を、「白人」であるがゆえにアトリー政権が積極的に受け入れ、その定住を支援した「イギリス人候補（「potential Britons」）」として位置づけ、その後の移民研究に大きな影響を与えた。この文

表1 1945年から49年までに英国に入国した外国人の人数と内訳（単位：人）
 （1950年3月31日の下院における内務大臣の回答、留学や観光、商用での訪問を除く）

ヨーロッパ志願労働者および人道的理由で受け入れられた難民	100,857
元ポーランド軍メンバーとその家族	121,172
残留が許可された元ドイツ人捕虜	約15,000
定住を認められた元ウクライナ人戦争捕虜	8,000
残留が許可された元イタリア人戦争捕虜	約1,000
雇用許可証制度の下で一時的就労のために入国が許可された外国人	約101,000

Parliamentary Debates, Commons, 5th ser., Vol.472, Col.87, 31 March 1950

* 通常ヨーロッパ志願労働者とは難民を対象とした「バルト雑計画」と「西方行計画」で渡英した約8万人を指すが、人道的理由で受け入れられた難民が4000人ほどであったことから、ここには帰国を前提にドイツ人、オーストリア人、イタリア人女性から募集した諸計画で渡英した約1万4000人も含まれていると考えられる。

脈では、本稿で取り上げるポーランド人も、難民から募集されたヨーロッパ志願労働者などアトリー政権期に入国した他の外国人労働者とともに、短期的には労働力の不足を、長期的にはイギリスの人口減少を補う「白人」外国人労働力としてアトリー政権の歓迎を受け、スムーズに英国内に吸収されていった集団として描かれている^①。なお、アトリー政権期に受け入れられた外国人の数とその内訳については、表1を参照されたい。

しかし、以上の見解はアトリー政権の外国人労働力政策の正確な分析に基づいたものではない。そもそも戦後の移民研究の関心が五〇年代以降に顕在化する植民地や英連邦諸国からの「カラード」移民に集中するなかで、アトリー政権期の「白人」の外国人労働力に関する研究自体が少なく、各集団に対する政策の相違もよく認識されていない状況にある^②。ポールは、「アトリー政権が募集した外国人労働者は三四万五〇〇〇人のほり、総額一八一〇万ポンドもの費用が投じられた」として「白人」外国人労働力に対する支援を強調したが、彼女自身が別の箇所でも数字をあげているように、このうち約八割にあたる一四六〇万ポンドは本稿で説明するような特殊な事情を持つポーランド軍関係者の再定住に費やされたものであった^③。労働力不足を補うために、そして「人種」的に国内への吸収が可能であるとの判断に基づきアトリー政権がヨーロッパからの外国人労働者に門戸を開いたという理解は大筋として誤りでないにしても、個々の政策を見た場合にはあまりにも表面的な理解であると言わざるを得ない^④。

本稿で明らかにするように、アトリー政権の外国人労働力政策は必ずしも終始一貫していたわけではなく、労働力不足に対する認識にも変化があった。本稿で取り上げるポーランド人に対する政策についても、その変動の中でポーランド人労働力のような位置にあったのかを踏まえた上で理解する必要がある。本稿の目的は、アトリー政権のポーランド人に対する再定住政策の遂行過程を同政権の外国人労働力政策との関係を明確にしながら明らかにし、ポーランド人の再定住政策に対する先行研究の理解を再検討することを目的とする。なお、本稿の議論で中心となる再定住軍団は第一次世界大戦から冷戦に至る国際情勢の変化を背景に成立した特殊な組織であった。以下では、まず、再定住軍団がいかなる組織であったのかについて、確認しておきたい。

- ① Robert Winder, *Bloody Foreigners: the Story of Immigration to Britain* (London, 2004), p.323.
 - ② 拙稿「アトリー労働党政権のポーランド人再定住軍団の編成一九四一—四六」『史林』第八八巻、第三号（二〇〇五年五月）九七一—三〇頁。
 - ③ 代表的な研究として、Ian Spencer, 'The Open Door, Labour Needs and British Immigration Policy, 1945-55', *Immigrants & Minorities*, Vol.15 (1) (1996), pp.22-41°
 - ④ Kathleen Paul, *Whitewashing Britain: Race and Citizenship in the Postwar Era* (Ithaca, 1997).
 - ⑤ アトリー政権の外国人労働力政策全般をまとめた研究は、その研究しかないが、彼の議論は、イタリア人労働力に関しては独自性があるものの、その他ではホルルの議論をほぼ踏襲している（Joseph Behar, 'Essential Workers': *British Foreign Labour Recruitment, 1945-51* (Ph.D. Thesis, University of Toronto, 1998)). モーロハ、志願労働者に関し、スベックが研究がある（Elizabeth Stadulis, 'The Resettlement of Displaced Persons in the United Kingdom', *Population Studies*, Vol.5, No.3 (1952), pp.208-212; M. Bulbring, 'Post-war Refugees in Great Britain', *Population Studies*, Vol.8, No.2 (1954), pp.99-112; John Allan Tannahill, *European Volunteer Workers in Britain* (Manchester, 1958); Diana Kay and Robert Miles, *Refugees or Migrant Workers? European Volunteer Workers in Britain, 1946-1961* (London, 1992)). 「この報告」政府や労働組合の史料に基づいて政策を分析しているのは、ヤン・トインブルグの共著のみである。
- 一方、英国のポーランド人については、研究自体は数があるが、関心は、金政府と在英ポーランド人社会の文化、教育活動に集中している（Jerry Zubrzycki, *Polish Immigrants in Britain: A Study of Adjustment* (Hague, 1956); Sheila Patterson, 'The Polish Exile Community in Britain' *The Polish Review*, Vol.VI, No.3 (1961), pp.69-97; 'The Poles: An Exile Community in Britain', James L. Watson ed., *Between Two Cultures: Migrants and Minorities in Britain* (Oxford, 1977) pp.214-241)。八九年ほどしたスキューム、ワイルドの研究（Keith Sword ed., *The Formation of the Polish Community in Great Britain 1939-1950* (London, 1989)) は、キリス政府の政策にも踏み込み

在英ポーランド人コミュニティの形成過程をまとめた。しかし、序文に「レポート」であると断りがあるように、アトリー政権の政策については概略が述べられるに留まっている。

⑥ よく引用されるポールの研究でアトリー政権期に渡英した外国人としてあげられている三四万五〇〇〇人には、定任を前提として政府主導で受け入れが行われたポーランド人やヨーロッパ志願労働者とは性格が異なる、雇用許可証制度で入国した人数も含まれている (Paul, op.cit., p.64)。ポール自身は各集団の相違を認識しているものの、その歴史的背景や政策の相違を明確にせずに、すべてについて同様に政府の負担で寛大な定任支援が行われたかのように「イギリス人候補」と位置づけて論じているため、しばしば誤解を生み、「三四万五〇〇

第一章 再定住政策の開始と雇用問題

(一) ポーランド軍と再定住軍団

冒頭のベヴィン声明で創設が発表された再定住軍団は、急遽迫られた旧亡命政府系ポーランド軍の受け入れに対処するために生み出された組織であった。もともとこの軍は大戦中にイギリス政府とロンドンのポーランド亡命政府との間で結ばれた協定に基づき組織された軍で、英国内では同盟国軍としての法的地位を有していた^①。ところが、四五年七月、ヤルタ会談での合意に基づきイギリス政府がワルシャワに樹立された共産色の強いポーランド拳国一致臨時政府を承認すると、承認を失った亡命政府に属するポーランド軍はその同盟国軍としての法的根拠を失った。この軍の扱いについて、イギリス政府はポーランド臨時政府の指揮権引き継ぎ要求を「人道」を理由に拒否し、他方、ポーランド臨時政府は四六年二月一四日のイギリス大使館宛メモで本国の体制に従わないこの軍の承認停止を宣言し、その解体を要求した^②。それでもイギ

⑦ 〇人のヨーロッパ志願労働者が募集された」とするウェイトの研究のように、誤った記述をするものも現れている (Richard Weight, *Passions: National Identity in Britain 1940-2000* (Chatham, 2002), p.138)。

⑧ Paul, op.cit., p.68, 78.

⑨ ペアは、アトリー政権がイタリア人の受け入れに積極的ではなく、小規模に行われたイタリア人労働力の受け入れは、冷戦のなかで余剰労働力を抱えたイタリアを西側陣営に惹きつけておくための政治的「ジュエスチャー」の意味合いが強かったことを指摘している (Behar, op.cit.; *Diplomacy and Essential Workers: Official British Recruitment of Foreign Labor in Italy, 1945-1951*, *Journal of Policy History*, Vol.15, No.3, (2003), pp.324-344)。

リス政府はこの軍を指揮下におき続け、国内での駐屯も超法規的に認めていた。しかし、平時における約一十万のイタリア駐留ポーランド部隊の渡英を前に、アトリー政権は法的に管理できない外国兵の集団を放置できなくなった。そこで、外国兵に法的規制をかけられるよう、イギリス軍の非武装部隊である再定住軍団を特別に組織してポーランド軍から移らせることで、まずイギリス軍規の適用を可能にし、ポーランド軍を漸進的に解体しようとしたのであった。イギリス軍における外国籍兵士の割合については上限規定（二％）があつたが、当時は三九年に制定された国防規定によつてこの上限規定が暫定的に撤廃されていた^④。ポーランド人は、通常の移民手続きを経ずに英国へ受け入れられることになつたのであつた^⑤。

再定住軍団の主な目標は、帰国、移民できないものについては、英国内で就職させて自活できるようにし、定住外国人として市民生活に復帰させることにあつた。一方で、別稿で論じたように、再定住軍団は国外追放という罰則を科すことが難しいポーランド人労働者の管理機関としての役割も担つていた。再定住軍団に入団したポーランド兵は、労働省の職業紹介所に登録して仕事の紹介を受け、二年間とされた在団期間の途中であつても就職した時点で「予備役」に退いた。「予備役」とされた残りの在団期間、失業したり労働省の許可なく転職したりした場合には、再定住軍団に「再招集」されることとされたのであつた。

イギリス政府にとつて再定住軍団はポーランド軍の解体、吸収の要となる機関であり、政府は、渡英者については再定住軍団を経由して除隊させることを原則にしてきた。特に内務省は、治安上の懸念からポーランド兵全員に入団を強制する立法の検討さえ求めた^⑥。しかし、陸軍省が当初、大量の外国兵を管理する人員をイギリス軍から出せないとして再定住軍団編制に反対していたことにも見られるように、イギリス軍にはポーランド人を強制的に従わせる力がなかつた^⑦。ゆえに、アンデルス司令官（Wladyslaw Anders）らポーランド軍首脳は協力を取り付けることが不可欠であつた^⑧。外務省は、ベヴィン声明前日の二一日、ポーランド軍首脳と会談し協力を要請している。ここでアンデルスは協力に同意したものの、

イギリス政府の措置に納得したわけではなく、ポーランド軍と、軍と共に行動する亡命コミュニティをイギリスでも維持したいとの意向を明確にした。^⑤ その後もポーランド軍首脳の再定住軍団に対する不信は残存しており、外務省の代表は「ポーランド人は……軍団を一種の『強制収容所』と感じている」と、内務省主導の実務担当者委員会で述べている。これを受けて、陸軍省は、「入団圧力をかけているという印象を当面与えない」よう求めた。^⑥ したがって、入団はポーランド兵の自発性に委ねる志願制とされ、イギリス政府は、ポーランド軍当局と協力しつつ、帰国か再定住軍団入団を選択するようポーランド兵を誘導することになった。後述のように、再定住軍団のメンバーにはイギリス軍の一員として給与と配給が保障されていたこともあって、後には再定住軍団は議会から「納税者の負担」であるとして批判を受けるようになる。しかし、このように再定住軍団がポーランド人を優遇する形でつくられた背景には、連合国軍の一員であった兵士に対する報奨的意味合いの他に、東欧の共産化の中で西側に取り残された外国の亡命軍の受け入れに伴う亡命勢力、国内双方に対する配慮があった。ポーランド人の再定住政策は、外国軍の解体とその兵士の馴致の問題として出発したのである。それだけにこれらの兵士の受け皿の確保は重要であった。次節以降、兵士の雇用問題を中心に議論をしていきたい。

(二) 再定住政策の開始と障害

前述のようにポーランド軍兵士の再定住の基準とされたのは就職であった。折しもイギリスは労働力不足を抱えており、ポーランド人の吸収に有利に働くはずであった。すでに、四六年二月にアトリー政権は外国人労働力委員会を任命し、労働力の不足分を戦争捕虜や西欧からの契約労働者など臨時の外国人労働力で補う政策を進めていた。しかし、実際には、この労働力需要はポーランド人兵士の吸収とすぐには結びつかなかった。当時、アトリー政権が求めていた労働力は、戦争捕虜労働力の不足を補うために臨時に集団で利用できる未熟練の男性労働力であり、定住を前提とした労働力ではなかったのである。ポーランド人兵士の労働力活用に関して、受け入れが決定される以前の四六年三月、アイザックス労相

(George Isaacs) は、「暫定的で短期的な」計画として次のように述べていた。「現在労働力の不足が深刻であるのは、農業や工業での重労働に適した男性である。この種の仕事での戦争捕虜に対する需要は、(獲得できる人数を) 最大に見積もったとしても、供給可能な人数を七万人以上、上回っている。これらの捕虜は、主に農業や建築・土木業……未熟練労働などで需要がある。適切などころで部隊に組織し、適当な条件の下で雇用主が雇えるようにできれば、訓練抜きでドイツ人捕虜を使うことのできるこれらの需要すべてで、ポーランド兵を使うことができる」と。しかし、その後、定住を前提とした受け入れが迫られる中、実態を調査した労働省はポーランド軍兵士を即座に労働力として利用する可能性に否定的見解を出し、再定住軍団編制を待つべきだとしたのであった。^⑫

労働省が否定的見解を出したのは、定住を前提としたポーランド人の受け入れにはいくつか克服しなければならない問題があったためであった。まず、収容施設が不足していた。ポーランド軍は戦時中より英国内にも駐屯していたが、駐屯地はスコットランドを中心とした雇用の少ない地域に集中しており、再定住には適していなかった。^⑬ さらに一〇万人以上が渡英してくるのを前に、陸軍省は当初から収容施設の不足を訴えていた。「軍キャンプや飛行場で確保が見込まれる住居は五万人分しかなく、そのほとんどが修築の必要な状態で僻地に分散して」いたのである。労働省政務次官エドワーズ(Ness Edwards) は、実態を次のように述べている。「ポーランド人は陸軍省が割り当てる場所であればどこへでも行かなくてはならない……大半は辺鄙な所に行くことになり……これらの地域では職が得られない」と。^⑭ しかし、イギリス人にとっても住宅不足が深刻な時に、国民感情の悪化を懸念した政府はポーランド人のために資材や人材を投じることはできなかった。ハウジングは、労働党が地滑りの勝利を果たした前年の総選挙においても国民の関心が高かった問題であったのである。^⑮ 新たな住居の建設は再定住を促すためには不可欠との認識はあったが、アイザックスは否定的であった。「国民の需要よりポーランド人の再定住を優先しているように見えるだろう……このような感情が高じれば……悲惨な結果になる……彼らを国内で民間人として定着させようという我々の努力の成否は、好意的な世論の維持にかかっている」と。^⑯

ポーランド人の収容にあたって、政府は捕虜キャンプや旧米軍駐屯地など既存住居の最大活用を基本方針としたが、僻地に分散したキャンプでは雇用への弊害が大きかった。そこで労働省は、雇用のある地域への部隊の移動と除隊者の軍キャンプ残留を認めるよう陸軍省に強く要請することになる。^⑭しかし、陸軍省は、ポーランド人の為のイギリス軍再編と軍キャンプでの民間人雑居に難色を示すばかりであった。

加えて、当時影響力が強かった労働組合を説得する必要もあった。戦時中に政府が強引に投入した戦争捕虜労働力と異なり、^⑮ポーランド人は平時の、しかも定住を前提とした外国人労働力であることで、その投入に政府は労働組合との関係において慎重な対応を余儀なくされたのである。雇用確保の責任を負ったアイザックス労相は、「(ポーランド人)労働者が数十人ほど見つかっただけでも、組合が同意するまで配置できない」として、労働組合の同意を再定住政策遂行に不可欠と認識していた。^⑯実際、人数が少ないとの理由から例外的に組合の同意なしで少人数のポーランド人を目立たぬよう分散して投入する政策をとった機械産業では、反発した合同機械工組合が翌四七年夏にポーランド人労働者を追放するという事態に陥っている。^⑰したがって、労働省は、イギリス人労働者の利益擁護を約束しつつ慎重に組合との交渉を進め、ベヴィン声明直前の四六年五月一七日には、労使双方と政府の代表からなる合同諮問会議で、政府がポーランド軍受け入れを迫られた経緯を説明し、労働組合会議(Trades Union Congress)に協力を要請していた。これに対し、労働組合会議の代表は、関係する労働組合への事前相談、イギリス人求職者がいる場合のポーランド人雇用の禁止、職業訓練におけるイギリス人復員兵の優先、ポーランド人の離就職に対する労働省の管理を条件として、政府への協力を表明した。^⑱しかし、各組合への事前相談を条件としていたように、この労働組合会議の協力表明は各産業における受け入れを保障するものではなかった。労働組合会議がとった立場は、「この労働力を受け入れるかどうかを決定する各所属組合の権利を守ることに」だけに専念して政府との直接対立を避け、実質的な交渉は各組合に委ねるといったものであった。^⑲そのため、政府は受け入れをめぐり各組合との煩雑な個別交渉を余儀なくされることになったのである。

当時、労働組合を覆っていた政治的空気は、ソ連圏に組み込まれた本国の体制に反対するポーランド人に敵対的であった。労働党政権自体はソ連型の「全体主義的」な社会主義との違いを明確にし、冷戦を背景にソ連と熾烈な外交を繰り広げていたものの、特に四七年までは労働党や労働組合の内部では親ソ的な空気が強かった。さらに、戦時中より、ソ連への東部領土割譲に抵抗するポーランド亡命政府が大同盟の結束を乱す存在としてイギリス国内で「厄介」視されてきた経緯があり、英ソ関係を損なうとされたポーランド兵は、別稿で論じたようにその反ソ的姿勢や対独協力の疑い、ユダヤ人に対する姿勢を理由として「ファシスト」のレッテルを貼られ政治的に抵抗にあつた。外国人労働力活用を訴える保守党議員が「労働党は国際主義者を自称しておきながら……二〇〇人のポーランド人をいれるつもりさえない。トリーである私が労働党よりも外国人に寛容になるよう促すほどに政治軸が転換してきたとは皮肉だ」と述べたように、アトリー政権は自らの再定住政策に対する抵抗を身内から受けたのである。ある労働党議員は、次のような書簡をベヴィンに送っている。「彼らは……反社会主義的、反労働組合的で……民主主義には適さない……これらの迷える人々の本質はファシストだと言わざるを得ない」と。このような見解は、後述する四六年一〇月の労働組合会議での所属組合員の発言にも共通していた。

この政治的抵抗は、外国人労働者に対する警戒感とない交ぜになっていた。アトリー政権が優先してポーランド人労働力を確保しようとしたのは、炭坑、レンガなどの建築資材業での経験者と農業、採石業における未熟練労働者であった。ところが、これらの産業は特に近代化が遅れ労働環境の改善が求められていた産業で、外国人労働力の受け入れが自国労働者の待遇改善に悪影響を及ぼす懸念から組合が強く抵抗した。炭坑については、政府は例外的に再定住軍団編制以前から募集を開始したが、この結果得られた二〇〇名の投入に全国炭坑労働者組合 (National Union of Mineworkers) が抵抗し、四七年二月の燃料危機を経験するまで投入できなかった。当時、組合は週五日労働制などの労働条件改善の交渉中であり、この交渉が完了するまでポーランド人の受け入れ交渉には応じないという姿勢を崩さなかったのである。四六年一〇月に

は、ストライキによる減産を恐れる燃料動力省の勧告により、炭坑へは圧力をかけないことが合意されることになる。なお、炭坑については、燃料動力大臣シンウエル (Emanuel Shinwell) 自身が受け入れに消極的であった。^④ 一方、戦時中より戦争捕虜を臨時に受け入れていた農業では、農業労働者組合 (National Union of Agricultural Workers) が、新たな外国人労働力流入を警戒した。四六年七月、組合の機関紙『ランドワーカー』は、「大量のポーランド人労働者が恒久的にイギリスの農業で雇用されるかもしれない。雇用主はこの労働力を利用するであろうし、そのことは賃下げ圧力となるであろう」との懸念を示している。^⑤ 農業省は、組合の姿勢に関して「これまでも農業は外国人の『投棄先』になっており、さらなる外国人を恒久的参入者として農業に入れるよう農業労働者に要請すべきではない」と政府に注意を促していた。^⑥ 組合は、特に農業にポーランド人の受け入れが偏ることを懸念し、政府の受け入れ要請には「他産業が同じ行動をとるのであれば、我々にもポーランド人労働者の受け入れ分担に加わる可能性を話し合う用意がある」と回答していた。^⑦

さらに、一〇月に開かれた労働組合会議年次大会では、所属組合から受け入れ反対の声が続出し、五月に行われた政府への協力決定に差し戻し動議が出された。組合員は「我々の組合にファシストがいることは望まない……このような形では我が国のマンパワー問題を解決して欲しくないし……彼ら(ポーランド人)が国内に残ることは許されるべきでない」として、帰国を主張した。動議自体は二四一万六千票対三三〇万票で否決されたものの、このことは各組合の説得が容易ならざることを示していた。^⑧ 一〇月末には、内閣ポーランド軍委員会議長であったドルトン蔵相 (Hugh Dalton) が、「残念ながら、労働組合の抵抗のために再定住軍団のポーランド人で民間雇用に就いた者はいない(マ)」とアトリーに報告している。^⑨ 外国人労働力の主力であったドイツ人戦争捕虜の帰国開始が閣議で決定されたことを受け、一一月には農業での労働力確保を重視したアイザックスが、政府の交渉力を強化する目的で業種ごとに担当省が行なっていた交渉を自らの下で一元化し、事態の打開に乗り出した。^⑩ アイザックスは、炭坑での抵抗に燃料動力省が譲歩を余儀なくされている状況が他産業に悪影響を与えることを懸念していた。彼は、炭坑での交渉を当面延期することをシンウエルが下院で発表し

たことについて、「この危機的な時期に炭坑の貴重な人材を失うことは別にしても、この状況は他の産業に対して悪い事例となり、彼らに非協力の言い訳を与えている」という危機感を抱いていたのである。^①

受け入れが決定されてから半年、再定住政策は行き詰まりの感を呈していた。四六年一月には、アイザックスが、再定住政策の不首尾を認めつつ、外国人労働力委員会に次のように訴えている。「必要なのはポーランド人を入れることのできる『場所』であり、組合と住居の問題が解決しない限り、この『場所』を得ることはできない」と。^②しかし、四七年に入り、状況が大きく転換し、受け入れに向けた雰囲気醸成されていくのであった。

- ① *British Documents on Foreign Affairs*, Part III, Ser. F, Vol.3, pp. 73-79.
- ② 前掲拙稿。
- ③ National Archives in UK (以下、NA), FO371/56368, Note from Polish Ministry of Foreign Affairs to British Embassy in Warsaw, 14 Feb. 1946.
- ④ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.433, Cols 384-386, 12 Feb. 1947.
- ⑤ 当時のイギリスの入国管理制度は、一九一九年に制定された外国人規制法 (Aliens Restriction Act, 1919) に基づき、内務大臣が翌一〇年に出した外国人令 (Aliens Order) の下で、観光や商用、留学以外については、雇用主の雇用申請に基づいて労働省が個別に入国許可を出す雇用許可証制度が採られており、当初から定住を前提とする移民の受け入れを行うシステムはなかった。なお、雇用許可証制度は戦時中は一時停止されていたが、四六年四月からドメスティックワーカーを確保するために再開された。
- ⑥ NA, WO315/36, Memo. by Ede, 10 April 1947; CO537/1355, Gen125 (Polish Forces Committee)/1st, 4 April 1946.
- ⑦ 前掲拙稿、一一五頁、一二六頁。
- ⑧ NA, CO537/1355, Minutes of Meeting of the Officials concerned on April 18 1946.
- ⑨ NA, FO371/56382, Minutes of the Meeting held at Foreign Office on 21 May 1946.
- ⑩ NA, FO371/56632, P.F.O.C. (Polish Forces Official Committee) 26, 20 August 1946.
- ⑪ NA, CAB124/872, Memo. by Isaacs, 13 March 1946.
- ⑫ 前掲拙稿。
- ⑬ NA, CAB124/872, Memo. by Isaacs, 13 March 1946.
- ⑭ NA, CAB130/10, Memo. by Lawson, 14 May 1946.
- ⑮ NA, CAB118/40, From Ness Edwards to Lord Nathan, 12 Sept. 1946.
- ⑯ Steven Fielding, 'What Did "the People" Want?: the Meaning of the 1945 General Election' *The Historical Journal*, Vol.35, 3 (1992), p.635.
- ⑰ NA, PREM3/832, Memo. by Isaacs, 2 Nov. 1946.
- ⑱ NA, FO371/56631, Minutes of Polish Accommodation Sub-

committee (以下 P.A.S.C.), 1 August 1946; FO371/56634, Minutes of P.A.S.C. 24 Sept. 1946.

① NA, PREM8/832, F.L.C. (Foreign Labour Committee) (46) 6th, 7 Nov. 1946.

② 四四年、労働組合会議はイタリア人捕虜の受け入れ要請を拒否したが、政府は投入を進めた。四五年の労働組合会議年次大会では、ドイツ人捕虜も含め、政府がすすめた捕虜労働力投入に事後的な承認がなされた。(Report of Proceedings at the 7th Annual Trades Union Congress (London, 1945), pp.163-164)。

③ NA, PREM8/832, F.L.C. (46) 4th, 31 July 1946.

④ The Times, 29 July 1947. それを引く、労働省は「ポーランド人労働力投入を停止する措置をとったが、四九年の再定住軍団解体まで組合は合意に達しなかった」。

⑤ NA, FO371/56630, Joint Consultative Committee, 59th Meeting, 17 May 1946.

⑥ Report of Proceedings 78th Trades Union Congress (London, 1946), p.359.

⑦ Peter Weiler, *British Labour and the Cold War* (Stanford, 1988), pp.189-229. なお、ウエーラーは「四七年のパーシバルプランで戦後の西側諸国の復興が主要な関心になること及び、このように親を視が消えていくと論じている」。

⑧ 四一年にソ連が連合国陣営に入ってから以後、ソ連に占領された領土の回復を求めるポーランド亡命政府に対するイギリスの世論は「ソ連と亡命政府との関係悪化に伴う亡命政府に対して厳しくなった」(Sworded, op.cit., pp.344-346)。「労働党内でも亡命政府を批判する声は強く、四五年五月の労働党大会で、アトリーは「ルブリンがすすんで正しくロンドンのポーランド人がすすんで悪くとは思わなうからうた」と

発言」(Sworded, op.cit., pp.344-346)。(Report of the 44th Annual Conference (London, 1945), p.108)。

⑨ 龍澤雄著。

⑩ Parliamentary Debates, Commons, 5th ser., Vol.427, Col. 1110, 17 Oct. 1946.

⑪ NA, FO371/56508, From R. Marland Earl to Bevin, 24 Feb. 1946.

⑫ NA, CAB124/872, Memo. by Isaacs, 9 July 1946.

⑬ NA, FO371/56565, GEN137 (Working Party on Recruitment of Polish Miners)/1st, 6 June 1946.

⑭ NA, FO371/56567, GEN137/4th, 22 July 1946.

⑮ NA, CAB118/40, From J.A. Drew to Greenwood, 30 August 1946.

⑯ NA, PREM8/832, From Dalton to Attlee, 28 Oct. 1946; FO371/56566, GEN137/1st, 22 June 1946, Annex B.

⑰ The Land Worker, July 1946, p.8.

⑱ NA, CAB124/872, F.L.C. (46) 5th, 26 Sep. 1946.

⑲ NA, FO371/56635, From Williams to Isaacs, 11 Oct. 1946; PREM8/832, F.L.C. (46) 16, Report by Isaacs, 5 Nov. 1946.

⑳ Report of Proceedings 78th Trades Union Congress, op.cit., pp.357-364.

㉑ NA, PREM8/832, From Dalton to Attlee, 28 Oct. 1946.

㉒ NA, CAB128/6, C.P. (46) 79, 4 Sept. 1946; PREM8/832, C.M. (46) 99th, 21 Nov. 1946.

㉓ NA, PREM8/832, C.P. (46) 421, 12 Nov. 1946.

㉔ NA, PREM8/832, Report by Isaacs, 15 Nov. 1946.

第二章 経済危機と外国人労働力政策

(一) 四七年経済白書

四七年に入りイギリス経済は危機に陥った。二月には厳冬と石炭不足で燃料危機が発生し、加えてヨーロッパ経済、食糧事情の悪化によるドル圏からの輸入増大を背景に、七月の交換性回復を控えてドルの流出が深刻化した^①。この経済情勢の悪化は、ポーランド人の再定住政策にある変化をもたらすことになる。それが現れたのが、二月にされた経済白書であった。白書の主張は明快であった。石炭を増産し、食糧の増産による輸入抑制と輸出増大によってドルの節約と獲得に全力を尽くす必要がある、そのためには炭坑、農業、繊維などの輸出産業で十分な労働力を確保しなければならないというのであった。ここで白書が重視したのは、労働力の絶対数よりは労働力の配分であった。「労働力不足の補充を成り行きに任せるなら、絶対必要な労働力が重要でないところにもつていかれる。紡績に必要な女性が店員として働けば、国全体が衣服やカーテン、シーツの不足に苦しむことになる」と白書は主張した。そこで、「マンパワー予算（“manpower budget”）」によって国家の存亡に「不可欠な（“essential”）」産業に重点的に労働力を配分する必要があると指摘し、イギリス人労働者で確保できない部分にポーランド人とヨーロッパの占領地に残る難民からなる外国人労働力を投入すると宣言したのであった。政府が作成した「マンパワー予算」については、表2を参照されたい。このうち、白書では炭坑、農業、公益事業の三業種を「特に重要であるが、特に（人材確保が）困難な」業種としていた。白書は、労働力全体について一八三〇万人までは女性への呼びかけや高齢者の退職延期などによってイギリス人で確保できると想定しており、残りの一〇万人を外国人労働力で補うとしたのであった^②。

四七年二月の経済白書は、アトリー政権の外国人労働力政策の新たな展開を示したものであった。直前の一月三〇日に

表2 「マンパワー予算」

(単位：千人)

産 業	46年12月の労働力	47年12月までの目標値	増減(率)
炭 坑	730	770	+40(+5.4%)
公益事業(水道, ガスなど)	258	275	+17(+6.5%)
輸 送	1,383	1,370	-13(-0.9%)
農業, 水産業	1,081	1,120	+39(+3.6%)
建設・土木	1,250	1,300	+50(+4.0%)
建築資材・住宅設備	628	650	+22(+3.5%)
金属・機械	2,811	2,840	+29(+1.0%)
繊維・服飾	1,405	1,475	+70(+4.9%)
その他, 製造業	2,186	2,225	+39(+1.7%)
流通・サービス	4,270	4,325	+55(+1.2%)
公 務 員	2,130	2,050	-80(-3.7%)
労働力合計	18,122	18,400	+278(+1.5%)

Economic Survey for 1947 (London, 1947), p.29 より作成。

は、難民の受け入れ制限を撤廃し、ヨーロッパ志願労働者と称する外国人労働力として大規模に受け入れることが閣議決定されている〔西方行計画^③〕。以降、アトリー政権は、通常の雇用許可証制度とは別に、国内での労働力需要に応じ不足している基幹産業で就労する人材を集団で募集して渡英させ不足分野に投入する「政府計画(Official Scheme)」と呼ばれる一連の外国人労働者募集計画を開始した。

この「政府計画」の費用は全額政府が負担し、外国人労働者の募集から配置までの全過程を労働省が担当した。首相アトリーも外国人労働力の確保を重要な政策と位置づけており、難民の募集とポーランド人の就職加速を決定した二月一四日の外国人労働力委員会の報告書を見て、アイザックスを激励している。「最大限の努力で精力的に押し進めるよう期待します。あらゆる障害を乗り越えて下さい」と^⑤。

政府が外国人労働力の獲得に奔走し始めた四七年初頭は、ポーランド人の就職状況改善への兆しが見え始めたばかりの頃であった。炭坑、農業ともにポーランド人労働力の受け入れて合意に達したのは、一月末のことである。この合意の背景には、経済危機の中で労働力獲得に必要な認識が組合においても共有されたことと共に、政府の側も再定住軍団という枠組みを通じて受け入れがイギリス人労働者の不利に働かぬよう保証を明確にしたことがあった。炭坑労働者組合は、組合の地

区支部の事前同意、ポーランド人の組合加入、人員削減の際のポーランド人解雇を条件に、一月三十一日、ポーランド人労働力の受け入れに応じた。^⑥炭坑ではこの後地区支部レベルで抵抗が続くが、炭坑庁と組合の役員が地方を回って支部に受け入れを説得した。^⑦『タイムズ』紙では、炭坑労働者組合の特別代表会議において、「石炭の増産に失敗すれば……イギリス人の生活水準を相当下げることになる」との理解の下に、「困難な時期に国を支援する」ため、外国人労働者を積極的に受け入れるよう全支部に呼びかけが行なわれたことが報じられている。^⑧また、農業がポーランド人の「投棄場」になることを警戒していた農業労働者組合は、「民間人として個別に雇用する」ことを条件にポーランド人の雇用を認めた。^⑨なお、この集団労働力に対する警戒感には、農業だけでなく全般的に労働組合の中で強かった。一月、ポーランド人の雇用問題を扱っていた外国人労働力委員会の小委員会、ポーランド人の雇用に関する委員会 (Official Committee on the Employment of Poles) は、「組合の抵抗とポーランド人の市民生活復帰の必要に鑑み、ポーランド人の雇用に関しては、収穫期のような緊急性が高く限られた期間の雇用を除いて、集団労働力ではなく個人としての就職を前提とすることで合意している。^⑩それでも時折示される労働者側の不安に対し、アイザックスは、合同諮問会議の場で以下のように説明し、イギリス人労働者の利益擁護を強調したのであった。「集団労働力としてポーランド人を使うことに対して、労働組合会議が強く反対していることは理解している。政府の政策は、彼らを個人として同化させることにある。人員削減が必要であるときにはポーランド人を解雇するということは、関係諸団体の間で合意されている」^⑪。

さらに、基本的な政策として、労働省は再定住軍団から労働省の職業紹介所を通じて就職させるという経路を堅持することでイギリス人労働者の不安払拭に努めた。労働力需要増大の中で、議会では「なぜ、(ポーランド人を雇用するのに) いちいち職業紹介所がいかになくてはならないのか？」として、ポーランド人労働力の開放を求める声もあった。これに対しアイザックスは、「イギリス人失業者の利益を損なうポーランド人向けの雇用が多くあるからだ」と回答している。^⑫この姿勢は、政府が経済復興のためにポーランド人を外国人労働力として積極的に組み込むようになった四十七年においても変

わらなかつた。ある労働省の職員は同年九月、次のように述べている。「ポーランド人に自分で職を見つけさせるようなことはしない……求人を満たせるイギリス臣民がいるならば、いかなるポーランド人労働者にも職を提供しないという約束がある。ポーランド人が自分で職を見付けるなら、この条件を満たすことはできない……組合が認めた条件以外ではポーランド人を雇用しないという取決めが大半の産業でなされてきた」と。^⑬このような労働省の方針は、ポーランド人の求職活動を硬直化させ、時には阻害することさえあつた。ある再定住軍団のメンバーは、英国のポーランド語新聞『ヂェンク・ポルスキ (Dziennik Polski)』紙への投稿で以下のように不満を訴えている。

……求職者支援のために特別に設置されたキャンプ内の職業紹介所に、私は二度にわたつて求職意志を伝えた……待機期間が長引いたのでそこを離れ、私は自分で仕事を探し……人工絹の工場の仕事を見つけた。私の申し入れは好意的に受け入れられ……経営者は私を受け入れる意向を示してくれた……キャンプに戻るやいなや、当局が私を……(遠隔地のキャンプへ)移動させたことを知つた。自分で職を探そうという私の努力と工場やホステルの条件について私が話したことが、有害だと見なされ……私を排除する決断が下されたのであろう。一昨日、工場は、地元の職業紹介所が近隣住民を差し置いてキャンプからポーランド人を雇用することを許可しなないといつてきたために、我々の雇用は検討できないということ伝えてきた……産業もなく、職が少ないところに住んでいるのは、私のせいではない……^⑭

しかし、上述のように、イギリス人労働者と労働組合に対しては、この政策は一定の効果を持つた。九月に開かれた労働組合会議年次大会では、経済危機を克服するために労働力獲得の緊急性が前面に押し出され、前年に示された所属組合の抵抗は消滅している。もつとも労働組合会議は全面的にポーランド人労働力を歓迎していたのではない。基本的には帰国数の増大を望み、残留するポーランド人は再定住軍団を通じて職に就いて経済復興に貢献し、「納税者の負担」になら

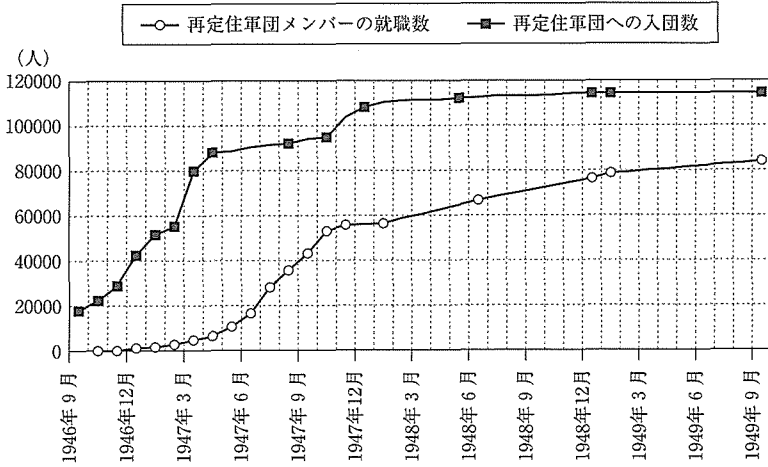


図 再定住軍団メンバーの就職数と入団数の推移

NA, PREM8/832; PREM8/1014; CAB124/873; CAB124/874; *The Ministry of Labour Gazette*; 1947年1月27日, 2月11日, 3月27日, 4月22日, 5月15日, 7月8日, 7月17日, 11月6日, 1948年3月2日, 6月22日, 1949年1月25日の下院での労相の報告, 1947年2月11日, 1948年11月17日の陸相の下院での報告, 1948年1月21日の下院での外務政務次官の報告より作成。

ないことを求めていたのであった。^⑤

四七年初頭の経済危機は、ポーランド人の外国人労働力としての価値を高めた。経済白書は、ポーランド人の再定住を外国軍の解体のためだけでなく、経済危機の克服にも不可欠と明確に位置づけたのである。障害になっていた住宅についても、四六年末に陸軍省が就職して民間人になった者の軍キャンプ残留を認め、労働省も戦時動員で国内を移動する労働者の収容のために設置したホステル協会 (National Service Hostels Corporation) をポーランド人など外国人労働者収容のために存続させるなど、政府が全力で対策をとった。^⑥ 上の図で、再定住軍団への入団数とメンバーの就職数の推移を示す。図から読み取れるように、三月頃までは天候不順と燃料不足による生産停滞のために低迷が続いていたものの、^⑦ 四七年春から就職数は急激に伸びている。六月、就職率はピークを迎え、一週間あたり一八〇〇人 (四七年三月は二五〇人) が職につき、就職者数は、六月の一万八〇〇〇人から一ヶ月後の七月には二万九〇〇〇人と一ヶ月間で約一・五倍になった。一方、前述したように、夏に合同機械工組合がポーランド人労働力追放を決

定したことを受けて機械産業へのポーランド人投入が停止されたことと、農業への募集が低迷したことがあって、八月には一週間あたり一二〇〇人と就職ペースが若干落ちてきていた^⑮。そこで政府は、四七年秋、ポーランド人に対する圧力を強化し、国民に対しても受け入れに向けて積極的なアピールを行うことになるのである。

(二) 定住圧力と世論教育

ポンド危機を経た四七年後半、金ドルの流出がもはや予断を許さない状況であるとの危機感の下に、アトリー政権は国民にさらなる耐乏と戦後は緩められてきた統制の強化を求めることになった。施政方針演説が行われた一〇月二三日の下院における経済担当大臣クリップス (Stafford Cripps) の演説はもっぱらドル不足問題を取り上げ、「現在の率での(ドルの)流出を許せば、来年末には準備高が底をつく」として窮状を訴えた。そして、ドルの節約のために食糧を含む輸入の大幅カットを宣言し、食糧増産と消費切りつめ、輸出製品の生産増大に向け、戦時に劣らぬ国民の団結と協力を要請したのである^⑯。同じ一〇月には、基幹産業での労働力を確保するため、職種間の移動を制限する雇用管理令 (Control of Employment Order) が再導入されている^⑰。

それにも関わらず、他方でこの時期、アトリー政権は農業労働力を大きく依存してきたドイツ人戦争捕虜を最終的に手放す決断を下していた。前述のように四六年九月にドイツ人捕虜の帰国が開始されていたが、四七年四月の段階でも未だ一六万人以上が農業に投入されていた^⑱。すでに四七年三月のモスクワ会談でベヴィン外相が英国内の捕虜の帰国を国際的に約束し、五月の閣議で四八年末までに英国の全捕虜を帰国させることが決定されていたが、依然として労働力確保のため、捕虜労働力は温存されていた^⑲。しかし、一〇月、アイザックスとベヴィンは、外国人労働力委員会が改組した労働力委員会に捕虜の帰国ペースを加速させる必要を訴えたのであった。対外政策上の理由に加え、このころには世論も政府の捕虜労働力利用に人道的観点から批判的になっていった。曰く、「外相がモスクワ会談で四八年末までに全捕虜の帰国を完

了させるとの決定に持ち込んだ時には世論はおさまっていたものの、再び騒がしくなってきた……政府は、今や、戦争捕虜を奴隷労働として使っており、問題の人道的側面を無視しているとしきりに非難されているのだ」と。当時、農業には一四万二〇〇〇人の捕虜が割り当てられていたが、彼らは、ポーランド人とヨーロッパ志願労働者で代替できると述べたのであった。^{②④}この後ドイツ人捕虜の数は急減し、農業で就労する捕虜の人数は一二月末には五万九〇〇〇人と半分以下になった。^{②⑤}

以上の状況の中で、九月ごろから再定住軍団メンバーに対する労働力不足産業への就職圧力が強化され始めた。前述のように再定住軍団編制時にはポーランド兵を再定住軍団に誘導する必要があるが、就職についてはそのパンフレットにおいて「望むところに配置するよう努力する」と述べていた。^{②⑥}これを受け、労働省が提供した「適職」を辞退するメンバーについて、四七年三月時点では、罰則を適用することは入団条件の破棄になることから不可能と判断されていた。^{②⑦}しかし、下院でアイザックスが認めざるをえなかったように、四七年七月時点で再定住軍団メンバーの七割が未就職であった。^{②⑧}九月五日、アイザックス労相は、入団時の約束を違えてでも、「適職」を拒否したメンバーには給与を停止し就職を強制する提案を閣議で行なった。^{②⑨}国民への雇用管理の再導入を議論した九月九日の閣議はアイザックスの提案を承認し、拒否者のポーランド追放を検討することを確認している。^{③①}政府内では、再定住軍団メンバーの「怠惰」を就職阻害要因として問題視する風潮が現れ、「怠惰」防止策がさかんに議論されるようになった。^{③②}

一方、国民に対してさらなる耐乏要請が行われた四七年後半、下院は、政府が対外政策上引き受けてきたポーランド人や大陸に残る難民など東欧出身の非帰国者の保護負担について、イギリスが国際的に過分に引き受けているという抗議の声を上げ始めた。一〇月二〇日の下院予算特別委員会の報告書は、ポーランド軍関係者と難民について、帰国も第三国への移民も進まない中、「最も厄介な断固たる非帰国者がイギリスの手に残されつつある……イギリスは、（難民）問題の解決にどの国よりも多くの貢献をしており……ポーランド人を含めれば、一七万人以上がイギリス納税者の直接の負担で支

援されている」として、負担の不当性を強調したのであった。^④

下院が外国人の保護負担を不当とした報告書を提出し、合同機械工組合がポーランド人労働力追放を宣言した四七年後半ごろから、政府は、国内の外国人がイギリスの利益に適う存在であることより強調し、世論教育に力を入れるようになった。八月末に労働省で行なわれた話し合いでは、二月の経済白書で経済復興を支える外国人労働力としてその活用を宣言したポーランド人と志願労働者について、国民の「誤解」で受け入れが妨げられているとして、次のことを国民に示す必要があるとの指摘がされている。外国人労働力が経済復興に不可欠であり、外国人は良き労働者であるということ、共産化する母国への帰国を拒否したことをもって「ファシスト」と決めつけるのは誤りであるということ、外国人労働者はイギリス人と同等の賃金、条件で働いており、イギリス人労働者の労働条件を悪化させる存在ではないということであった。実際に現場でポーランド人の雇用を担当した職員も「ポーランド人は元ファシストであるとの言葉にぶつかることがよくある」として、国民に対する宣伝の必要を訴えていた。^⑤ただし、外国人労働力としての有益性については、「大量の外国人労働力が投入されているとの印象をイギリス人労働者に与えてはならない」ため、その宣伝は慎重な扱いを要するということに注意が喚起されていた。^⑥このような声を受け、労働省主導で外国人労働者に関する世論教育を検討する委員会が一〇月に設置され、BBCや中央情報局、女性団体、主な新聞雑誌の編集者の協力を仰ぎ、BBCの放送やパンフレットの発行、好意的な記事の掲載、講演などを通じて、ポーランド人と志願労働者に対する国民の「偏見」を除去し、社会の一員としての受け入れを促す宣伝キャンペーンを開始した。^⑦労働省は外国人労働者の受け入れを社会的問題と捉え、「(外国人)労働者たちがイギリスの生活に受け入れられなければ、反動的な見解を持つようになりかねない」として、好意的世論の形成を安定した吸収に不可欠と認識していた。ポーランド人については、炭坑など労働力不足が深刻なところで勤勉に働くことでイギリス経済に貢献していることを伝えつつも、労働力として強調しすぎることではなく、第二次大戦時の活躍や再定住軍団についての正確な情報を普及する方針で宣伝が行われたのであった。^⑧

四七年後半に行われたポーランド人、国民双方に対する圧力とアピールの強化は、前掲の図を見る限り相当の効果を挙げたといえる。四七年夏に若干スロウダウンの気配をみせた就職数は年末にかけて再び急速な伸びを示している。これには、ポーランド人兵士の多くが、需要の大きかった未熟練の肉体労働職に就くことのできる三〇歳以下の若い男性であったことも関係していた。特に初期に再定住軍団に入団したグループでは、英語ができるものも多く含まれていた。^⑮このような層がアトリー政権の外国人労働力政策に乗る形で、就職の環境が整った四七年に再定住していったのである。最終的な就職者八万四〇〇〇人中、約五万人が四七年四月（就職者数六九〇〇人）から翌四八年一月（就職者数五万五九一三人）の間に就職している。^⑯一方で、四七年末頃から再定住が困難な層の残留が目立つようになり、就職は再び停滞の様相を見せ始めた。アトリー政権の政策における外国人労働力の位置づけが変化していくなかで、ポーランド人に対する政策は、再び再定住の側面が前面にでてくるようになる。

- ① Alec Cairncross, *Years of Recovery: British Economic Policy 1945-51* (London, 1987), pp.366-369, pp.130-131.
- ② *Economic Survey for 1947*, Cmd. 7046 (London, 1947) pp.6-7; 27-30.
- ③ NA, PREM8/1014, C.M. (47) 10, 30 Jan. 1947.
- ④ 「政府計画」には再定住軍団が含まれる場合もあるが (*The Ministry of Labour Gazette*, Feb. 1948, p.48) 厳密には労働省が資金を出して選抜から投入まで行った諸計画を指す。「政府計画」で募集された人数は、「公式イタリヤ人計画」を除く全計画が終了した五年一〇月で、ヨーロッパ志願労働者（「バルト維計画」、「西方行計画」）および同等の条件で受け入れられたウクライナ人戦争捕虜）が八万八七五六人、オーストリア人女性対象の「背きダニューブ計画」が一三三三七人、ドイツ人女性対象の「北海計画」が九六八八人である (*The Ministry of Labour Gazette*, Oct. 1950, p.334)。翌年に終了した
- 「公式イタリヤ人計画」で募集された女性は一六五五人であった (Behar, *Diplomacy and Essential Workers...*, p.328)°
- ⑤ NA, PREM8/1014, From Attlee to Isaacs, 18 Feb. 1947.
- ⑥ *The Ministry of Labour Gazette*, June 1947, pp.188-189.
- ⑦ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.440, Col. 1586, 22 July 1947; Vol.441, Cols 1643-1645, 7 August 1947.
- ⑧ *The Times*, 23 August 1947.
- ⑨ NA, CAB124/7873, Report of the Official Committee on the Employment of Poles (以下「O.C.E.P.」), 2 Jan 1947.
- ⑩ NA, CAB124/873, Report of O.C.E.P., 10 Jan 1947.
- ⑪ NA, LAB10/653, Minute of Joint Consultative Committee, 23 April 1947.
- ⑫ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.428, Cols 1199-1201, 5 Nov. 1946.

- ② NA, CAB124/874, Note on the Conversation between Ministry of Labour and National Service (シキ' M.L.N.S.) and Home Office, 24 Sep. 1947.
- ③ NA, FO371/66160, Excerpt from Dziennik Polski, 29 May 1947.
- ④ *Report of Proceedings at the 79th Annual Trades Union Congress* (London, 1947), pp.244-248.
- ⑤ NA, CAB124/873, Report of O.C.E.P., 2 Jan., 1947; LAB26/190 6-1 項の大體を參照。
- ⑥ NA, CAB124/873, Report of O.C.E.P., 10 March 1947.
- ⑦ NA, CAB124/874, Report for F.L.C., 20 June 1947; Report for F.L.C., 8 Sep. 1947; *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol. 440, Col. 1020, 22 July 1947.
- ⑧ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.443, Cols 265-295, 23 Oct. 1947.
- ⑨ *The Ministry of Labour Gazette*, Oct. 1947, p.319.
- ⑩ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.437, Col. 1000, 23 April 1947.
- ⑪ *Ibid.; Documents on International Affairs 1947-1948*, pp.417-419; NA, CAB128/9, C.M. (47) 43rd, 2 May 1947.
- ⑫ NA, CAB124/874, Memo. by Bevin, 10 Oct. 1947.
- ⑬ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.446, Cols 273-274, 3 Feb. 1948.
- ⑭ NA, FO371/56632, *Polish Resettlement Corps, Condition of Service*, August 1946.
- ⑮ NA, CAB124/873, Report of O.C.E.P., 10 March 1947.
- ⑯ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.440, Col. 1020, 22 July 1947.
- ⑰ NA, PREM8/832, C.P. (47) 248, 5 Sept. 1947.
- ⑱ NA, PREM8/832, C.M. (47) 75th, 9 Sept. 1947.
- ⑲ NA, WO315/16, Minute of Committee held at Home Office, 24 Sep. 1947.
- ⑳ *English Report from the Select Committee on Estimates, Session 1946-47* (London, 1947), p.14. この一七万人の内訳はポーランド人(一三万人)、志願労働者として受け入れられた難民(四万一〇〇〇人)、渡英決定者一万四〇〇〇人を含む。
- ㉑ NA, LAB12/513, From Northern Regional Office to Hornsby, 8 Sept. 1947.
- ㉒ NA, LAB12/513, From Moriarty to Herbert, 26 August 1947.
- ㉓ NA, LAB12/513, Minute of Meeting held at M.L.N.S., 1 Oct. 1947.
- ㉔ NA, LAB12/513, Minute of Meeting held at M.L.N.S., 5 Dec. 1947.
- ㉕ 四六年一〇月に雇用登録をしてから再定住軍団メンバー(一万六四四八名)のうち、全体の三分の一が三〇歳以下であった。また、英語力のないものは約六分の一しかおらず、三分の一強が英語を流暢に話せなかった。英語力の低い者の比率を高くなる。駐英登録の多いものは最初に入団したときより、(NA, PREM8/832, Report by Isaacs, 5 Nov. 1946)。
- ㉖ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.436, Col. 22 April 1947; *The Ministry of Labour Gazette*, Feb. 1948, p.48.

第三章 労働力不足に対する認識の変化と再定住軍団の解体

(一) 残留者問題

四八年に入ると、政府の労働力不足に対する認識が微妙に変化しはじめた。四八年三月の経済白書は、労働力不足について「現時点、および一九四八年度において、労働力は経済活動全体を制約する要素ではないし、なくなるであろう……見積もりが狂うことがあるにしても、問題が起るようなことはない」と述べており、四七年の白書が労働力不足に対して示した危機感は薄れている。四七年に予測されていた以上に実際には民間労働力が増大し、労働人口が安定をみせていた。たしかに四八年においても、四七年の白書で特に言及されていた産業については、生産目標に達するために必要な労働力の確保が不可欠であるという認識は依然としてあった。白書は、「石炭業・農業・繊維業で目標とされている労働力については、別である……これらのマンパワーの目標値を達成することは、四八年において第一に必要なとされる」と述べている^①。また、「政府計画」に基づく労働者の募集は続き、夏には、難民から得られなくなった単身の女性労働力を獲得するために、それぞれオーストリア人、ドイツ人女性を対象にした「青きダニューブ計画」と「北海計画」が開始された。それでもなお、ケアンタクロスが指摘したように、四八年以降、アトリー政権の経済政策において労働力に対する関心は低下していくのである^②。

一方で、議会は、四八年に入ると、ポーランド人の受け皿であった再定住軍団の早期解体に向けて、政府に圧力をかけ始めた。二月一日付けの下院予算特別委員会の報告書は、終戦以降、イギリスが「帰国できなかつた、もしくは帰国しないであろう外国人の扶養に関連して四八年三月三十一日までに費やす支出総額」を約一億二九八〇万ポンドと概算し、「この額をイギリスの納税者が負担し続けるのは不当であるし、現実には不可能である」として、難民問題の最終的解決を

訴えるとともに、再定住軍団解体の必要に言及したのである。^③これを機に高まった再定住軍団関連支出に対する非難を受け、予定されていた再定住軍団についてのBBCの放送が延期されている。^④

この中で、政府も、再定住軍団解体に向け行動を開始した。一月六日の閣議では、労働力委員会に再定住軍団解体の可能性を検討させることが合意されている。^⑤さらに、予算委員会の勧告がでた直後の二月一三日に開かれた労働力委員会で、四八年一〇月一日までに再定住軍団を解体するようアイザックス労相に指示が出された。しかし、アイザックスはこの指示に難色を示した。当時、軍団には約三万七〇〇〇人が残っていたが、年齢や身体上の理由で求人が多い重労働に向かず、再定住が困難な層の残留が問題化しつつあったのである。「イギリス人労働者が得られないところでしか雇用しない」という公約が、ポーランド人の雇用範囲を狭めていた。アイザックスは、残留者の抱える困難について、次のように述べている。「現在、人材の不足は、主に炭坑、農業、鉄鋼業、鉄鉱石採石業、鋳造業、レンガ製造業などの重労働に限定されている。再定住軍団にいるポーランド人の多くがこのような仕事に向いておらず、適した仕事とはいえない。しかし、軽労働に関しては大抵、イギリス人労働者が獲得できる」と。^⑥それでもなお、陸軍省は再定住軍団の解体に向けた施策を推し進め、四八年三月一二日以降の入団者の在団期間を二年から一年に短縮した。^⑦現状を無視して解体を急ぐ圧力が強まっていることに対し、六月一七日、アイザックスは、四八年一〇月一日の再定住軍団解体は非現実的であると労働力委員会に抗議している。「メンバーを失業状態で放り出す」ことになり、結局、家も職もないメンバーを養うイギリス納税者の負担は減らないというのであった。さらに、最大二年間は軍団にいられるという入団時のイギリス政府の誓約を反故にはできないと、アイザックスは主張した。^⑧七月八日に開かれた労働力委員会で、アイザックスの主張は認められ、解体は延期することが決定されている。^⑨ただ、この解体延期決定は、労働省の就職圧力強化の動きを前提としていた。六月一七日のメモランダムで、アイザックスは、労働省が提供した「適職」を拒むものについては強制退団させてきたことを述べる

と共に、この「適職」の解釈の変更を明確にしていたのである。つまり、「イギリス人がいる場合のポーランド人雇用を禁止していることから……技術や経験に応じた職に就かせることができない」現実を踏まえて「適職」を判断するなら、軍団を早期に解体するためには、「適職」は「肉体的に労働可能」という基準で解釈せざるをえないのであった。結局、解体は一時延期されたものの、この後、労働省は強力な圧力の下で再定住軍団のメンバーを「適職」へ誘導していった。

（二）再定住軍団の解体

四九年に入ると、政府が主導する外国人労働力募集は終息に向かっていた。三月に出された経済白書は、四八年の経済白書で指摘されていた特定産業における労働力確保の問題について、「労働力の流動性低下と結びついた完全雇用の状況と住宅の不足にもかかわらず……この政策は大体において成功した」として満足を示し、「今や我が国は、実質的に安定した民間労働力を有していることができる」との認識を示したのであった。その結果、外国人労働力については、「炭坑で働く男性、繊維産業で働く女性について、いくらか外国人労働力で補うことが一九四九年も必要になるであろうが、その総数は一九四八年よりも少なくなる」という見通しが示されている。むしろ、白書は、戦時経済から平時経済への移行が完了し経済復興の段階に入ったとの認識の下に、ドルを稼ぐための輸出の目標値を達成する上で、労働力数そのものよりも生産性を向上させる必要を重視する立場を取ったのである。白書が出されたのと同じ三月には、需要がなくなったとの理由から、男性外国人労働者募集のための「政府計画」は停止された。⑩また、この同じ月に、四六年以降アトリー政権の外国人労働力政策を担ってきた労働力委員会が解体されている。⑪したがって、四九年初頭の段階で、男性が大半を占めるポーランド人の再定住政策は、労働力不足を補うための外国人労働力政策から完全に離れていた。なお、先回りしているならば、この後、翌五〇年には外国人女性を対象にした募集計画も大幅に縮小され、五一年には「もはやこの

種の政府計画を正当化できるような大規模な未熟練労働力の不足はなく……外国人労働力への需要は現在、小規模で不安定な状況」であるとして、「政府計画」の停止が決定され、政府が外国人労働力を獲得する時代は終わりを告げたのであった。^⑩

四九年初頭に再定住軍団に残留していたものの多くは、年齢が比較的高くキャリアの上でも未熟練職に就きにくい将校層であった。四九年一月時点で再定住軍団には一万三二八〇名が残っていたが、うち将校は六六〇二名であった。このことは下院でも関心を集め、再定住軍団に対する批判を高めていた。^⑪ 将校層の就職については、ポーランド人コミュニティも懸念しており、四八年二月には、就職が難しい人々について、英国のポーランド人団体の一つである元ポーランド人戦闘員協会が支援を申し出、必要な資金援助をイギリス政府に要請している。しかし、四九年一月に内務省で開かれた会議で、労働省はポーランド人団体への資金援助は行なわないことを明確にし、実質的に再定住政策への介入を拒否したのであった。同じ会議では、「必ずしも彼らが好んでいない職につくよう圧力をかけるために」、国外追放が困難であることは認識されながらも、就職拒否者への追放令発令を検討するよう再度内務省に要請がなされている。^⑫

三月二日、下院予算特別委員会は、ポーランド人の再定住に関する報告書を出し、四九年九月末に再定住軍団を解体し、その時点での軍団残留者は公的扶助を所管する国民生活扶助局に委ねるよう勧告した。「(再定住軍団) 解体により……相当の非効率なコストを削減できる」というのであった。^⑬ 四月二八日のポーランド軍実務担当者委員会は、九月三〇日の再定住軍団解体で合意している。^⑭ 四月時点で、再定住軍団には六七九七名(うち、将校が三九一〇名)がいたが、このうち四〇歳以下で就労可能とされているものは一四七三名(将校九二一名)にすぎなかった。しかも、この一四七三名には障害を持っているものが二一五名含まれていた。^⑮ 九月三〇日、再定住軍団は解体されたが、この時点で未就職で再定住軍団に残り、国民生活扶助局に引き渡されたのは二千人余りであった。ここからは、最終段階で、労働省が残留者の就職に相当の努力を傾けたことが伺えるのである。

表3 450人以上のポーランド人が雇用についた職種

(49年2月までの就職分)

産 業	人数(単位：人)	産 業	人数(単位：人)
建設 (building)	8,875	ドメスティックサービス	1,322
農業・園芸・林業	8,056	仕立て職	1,317
炭 坑	7,301	地方政府機関	989
ホテルとレストラン	5,811	採石業	838
政府機関	4,839	パン焼き	838
レンガ産業	3,081	公益事業 (電気, ガス, 水道)	828
建築 (construction)	2,971	金属工業	824
機械工場	2,249	木 工	729
製 織	1,923	その他, 非金属工業	691
鉄 鋼	1,793	化学繊維	693
紡 績	1,398	陶磁器	626
自 営 業	1,695	その他の配膳業	564
流 通 業	1,395	家具・室内装飾	552
自動車・航空機	1,271	軽金属加工	551
化学産業	1,229	製靴業・靴修繕	497
鉄 道	1,732	海 運	455

合計 81,874

Keith Sword, ed., op.cit., p.470 より作成。

四六年五月の設立時から解体時までには再定住軍団に入団したのは一萬四千人で、うち約九万人がイギリスに残った^{②③}。職に就いたのは約八萬四千人であったが、その内訳について、労働省の公報は炭坑、農業、土木などについて四萬五千人分しか明らかにしていない^{②④}。四九年二月時点の数字であるが、詳細な内訳がスワードの研究で出されているので、表3に示す。ここから明らかにするように、炭坑、農業など政府が外国人労働力の投入を重視した産業に最も多い人数が就職しているものの、志願労働者のように事前選抜が不可能であった再定住軍団のメンバーは、イギリス人労働者の確保が難しかった産業に比較的少人数ずつ分散して吸収された。志願労働者募集の背景としてポールが指摘したように、たしかに四七年に政府が投入を期待した農業、炭坑、繊維業への就職数はそれほど多くなく、実際、これらの産業に集中的に振り分けられた志願労働者との違いを際立たせて世論の批判を招かないよう、労働省は公報では基幹産業についたポーランド人の人数のみを明らかにする方針を採った^{②⑤}。他方で、本稿で

表4 ポーランド人人口が多い都市とその人口

(1951年12月の概数, 単位: 人)

地域名	人口
ロンドン首都圏	33,500
ランカシャー	14,500 (うち、マンチェスターに3,300)
ヨークシャー	13,000 (うち、ブラッドフォードに2,800)
スタフォードシャー	5,500
グロスターシャー	4,500 (うち、ブリストルに1,000)
ウォリックシャー	4,500 (うち、バーミンガムに2,500)
ウェールズ (炭坑地域中心)	3,400
スコットランド (エジンバラ, グラスゴー)	2,000

Jerzy Zubrzycki, op.cit., pp.69-70 より作成。

述べてきたように、イギリス人の雇用を優先する原則の下で、そして、特に就職が停滞した四八年以降の動きを見るならば、大半がその能力や経歴に関わりなく条件の悪い未熟練の重労働につき、特にホワイトカラー層が大幅な階層低下を甘受して、イギリスの経済復興を支えたというポーランド人の立場にたった先行研究の見方もまた、妥当であるといえるのである。^②

最後に、ポーランド人の定住先を確認して議論を終えたい。表4からわかるように、ポーランド人の定住地は圧倒的にイングランド、特にロンドンに集中した。ポーランド人が多く住んだロンドンのサウスケンジントン地区は「ポーランド回廊」とよばれるようになる。^③ポーランド軍の駐屯地がスコットランド中心であったにも関わらず、結果的にイングランドに集中したのは就職の見込みが高かったためと思われる。しかし、これには、スコットランドで反ポーランド人感情が強かったこともあつて、アトリー政権がポーランド人をイングランド、ウェールズに分散させる方針をとったことも関係していた。^④ポーランド人がイングランドの都市部に集中する傾向は、再定住が完了し政府の手が放れてから、ますます強まったようである。英国のポーランド人コミュニティについて、五三年、『タイムズ』紙は、次のように述べている。「最近の傾向としては、地方を離れ、都市に流れている。これは、工場でよい仕事を見付ける見込みがあるからというだけでなく、ポーランド人には自民族で固まる傾向があり、大きな街にはポーランド人クラブがあるからである」と。^⑤四六年の受け入れ決定時には、外務省や内務省は、

治安維持やイギリス社会への同化を重視する観点から、ポーランド人を小グループに分散し、「ポーランド人コミュニティの形成を避けることが肝要」との立場をとっていた。^{②③}しかし、結局は、他の移民と同様、ポーランド人もまた、一定の地域に集中する傾向を示したのであった。

- ① *Economic Survey for 1948* (London, 1948), Cmd. 7344, p.41.
- ② Cairncross, op.cit., p.393.
- ③ *First Report from the Select Committee on Estimates, Session 1947-48* (London, 1948), pp.8-11.
- ④ NA, LAB12/513, To Mrs. Zasio, 1 March 1948.
- ⑤ NA, CAB128/12, C.M. (48) 1st, 6 Jan. 1948.
- ⑥ NA, CAB134/469, Labour Committee (C.L.C.) (48) 2nd, 13 Feb. 1947.
- ⑦ NA, PREM8/832, Memo. by Isaacs, 30 Jan. 1948.
- ⑧ *Fourth Report from the Select Committee on Estimates*, op.cit., p.5.
- ⑨ NA, CAB124/874, Memo. by Isaacs, 17 June 1948.
- ⑩ NA, CAB124/874, L.C. (48) 4th, 7 July 1948.
- ⑪ *Economic Survey for 1949* (London, 1949), Cmd. 7647, pp.30-31; pp.42-44.
- ⑫ 「政府計画」によるロンドン市願労働者への選考した男性労働者五万人への会談 (NA, LAB13/813, Minute of Meeting held at M.L.N.S., 22 Feb. 1951)
- ⑬ B. W. E. Alford, Rodney Lowe and Neil Rollings, *Economic Planning 1943-1951: A Guide to Documents in the Public Record Office*, p.622
- ⑭ NA, LAB13/813, Minute of Meeting held at M.L.N.S., 22 Feb. 1951; LAB13/813, From M.L.N.S. to Regional Office of M.L.N.S., 22 August 1951. 五一年に再軍備が始まると再び労働力不足の認識が強まったが、政府は四七年時のような大規模な外国人労働力募集政策に戻すにはなかつた。(Behar, op.cit., pp.314-315)。
- ⑮ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.460, Cols 728-733, 25 Jan. 1949.
- ⑯ NA, AST18/4, Minute of the British Joint Committee for Polish Affairs, 3 Dec. 1948. Minute of Committee held at Home Office, 13 Jan. 1949.
- ⑰ *Fourth Report from the Select Committee on Estimates*, op.cit., p.5; 8.
- ⑱ NA, WO15/37, Minutes of P.F.O.C., 28 April 1949.
- ⑲ NA, WO15/37, Minute of O.C.E.F., 5 May 1949.
- ⑳ *The Ministry of Labour Gazette*, Nov. 1949, pp.376-377.
- ㉑ Jacques Vernant, *The Refugee in the Post-war World* (London, 1953), p.366.
- ㉒ *The Ministry of Labour Gazette*, Nov. 1949, p.377.
- ㉓ Paul, op.cit., pp.68-69; NA, LAB17/187, From Rose to Patterson, 12 Jan. 1948.
- ㉔ Patterson, 'The Polish Exile Community in Britain', p.75.
- ㉕ *Ibid.*, p.77.
- ㉖ *Parliamentary Debates, Commons*, 5th ser., Vol.423, Cols 299-322, 22 May 1946; Vol.427, Cols 790-791, 15 Oct. 1946.
- ㉗ *The Times*, 20 July 1953.
- ㉘ NA, LAB26/189, Memo. by M.L.N.S. for P.A.S.C., 31 July 1946.

本稿で明らかにしたように、アトリー政権の外国人労働力政策は、当初、戦争捕虜を中心とした臨時の集団労働力確保に重点をおいており、ポーランド人のような恒久的な労働力を求めたものではなかった。新たにポーランド人を再定住させる必要が出てきたとき、政府は労働組合の説得と住宅の確保に苦慮しなげばならなかった。「政府計画」と称して定住の可能性が高い難民を大規模に労働力として募集し国内の人材不足産業に投入する政策にアトリー政権が乗り出したのは、「マンパワー予算」という形で生産増大が必要な分野に労働力を重点的に配分することが経済危機克服に不可欠であるとの認識に政府が至った四七年であり、その中でポーランド人の再定住政策は外国人労働力政策としての色彩を強めていった。ただし、本稿で述べてきたように、「政府計画」による外国人労働力の投入は、国内の労働力で確保できない限られた部分を労働省がその配置に介入できる外国人労働力で埋めるといえば応急処置としての政策であった。ポーランド人は、「政府計画」が実施された四七年から四八年という短期間に、「政府計画」で募集された労働者と共に生産目標に達するうえで不足する部分を埋める労働力として吸収されていった。しかし、四九年になるとこの政策は終息に向かい、ポーランド人については残留者の「質の低下」とも相俟って、労働省は再び雇用確保に奮闘することになったのである。

むろん、同時期にアイルランドから多くの労働者が流入しており、五〇年代以降は植民地や英連邦諸国から労働力が大量に受け入れられることにも現れるように、第二次世界大戦後六〇年代ごろまでイギリスの産業が労働力不足を抱えたことは事実である。しかし、本稿で明らかにしたように、アトリー政権が求めたのは政府の統制が可能な限られた労働力であって、同政権は決して移民に開放的であつたのではなく、移民に対するその姿勢は限定的、選択的であつた。また、実際、住宅確保など社会的コストという点から、受け入れられる人数には限りがあるという認識もあつた^①。国民に戦時に引き続く「耐乏」を要請した労働党政権は、政府主導で行う外国人受け入れにあたって世論を強く意識して慎重に対処せ

ざるをえなかったのである。したがって、ポールのいうように、アトリー政権が行なったこれらの労働者に対する定住支援が、単純に労働力不足と人口減少に対する懸念から「イギリス人候補」たる「白人」移民を歓迎した故であったかどうかについては、慎重に検討する必要がある。本稿で示したように、ポールが「カレード」移民への対応と比較してその積極性を強調した世論教育などの社会的な定住支援は、東欧出身の非帰国者保護の負担感が高まる中、政府が受け入れた外国人に対する国民の誤解と批判を背景に行われた政策であった。

アトリー政権の移民政策が「人種」差別的であったことを強調する文脈では、「政府は一八万人ものヨーロッパの労働者を吸収する計画に資金を拠出したのであるから、帝国や英連邦諸国に潜在的な労働力の供給源を求めるべき十分な理由があった」、あるいは「(ポーランド人などになされた)支援が、カレード移民にはなされなかった」という形の議論がしばしばなされる。しかし、以上に述べてきたことを踏まえるのであれば、このような議論は、当時失業にあえいでいた植民地の不満を示すものとしては妥当であっても、同時期の外国人労働力政策や需要を正確に捉えた上での議論とはいえない。^②四八年から四九年にかけてアトリー政権内部でなされた植民地からの労働力募集の可能性をめぐる議論は、労働力獲得の必要からというよりはむしろ、植民地の失業改善を求める植民地省の要請で始まった議論であった。^③四九年にアトリー政権が植民地からの労働力募集に否定的見解を出した背景に「人種」的考慮が働いていたのは確かであるが、本稿でも述べたようにこの時期はアトリー政権の外国人労働力政策が縮小されていた時期であったということにも注意が必要である。本稿は、イギリス移民政策の「人種」差別性やイギリスシチズンシップの「白人」性といったこれまでの移民研究者の主張と対立するものではない。ただし、それはイギリスの国籍法、ひいては帝国支配のあり方と関わる問題として別に議論すべき問題であり、移民政策や外国人労働力政策全体を「人種」の文脈で解釈するのは無理があるというのが本稿の立場である。

なお、ポーランド人の再定住は、単なる外国人労働力の受け入れではなく、女性や子供を含む亡命コミュニティ全体を

受け入れるという性格を有していた。アトリー政権はポーランド人の協力を取り付けつつイギリス社会への同化を図ったが、そこで重要となるのは教育や福祉政策であり、ここでは本稿で扱った兵士の雇用以上にポーランド人とイギリス政府の意向がぶつかりあう場となった。この問題については、いずれ稿を改めて論じたい。

① ヘアは、ポーランド人と志願労働者の受け入れで政府が忙殺され、イタリヤ人受け入れの余裕がなくなったと指摘している (Behar, *Di-*

plomacy and Essential Workers...)。

② Spencer, "The Open Door...", pp.32-33; Robert Winder, *op.cit.*, p.349.

③ Paul, *op.cit.*, pp.121-123.

Buppo and *Oho*, the Buddhist Law and Royal Law

by

HISANO Nobuyoshi

The appearance of the concept of *ninpo* 人法, human law, which is seen in the terms *ninpo koryu* 人法興隆 and *ninpo hanjo* 人法繁盛 (flourishing of human law) and understood in contrast to *oho* 王法 (royal law) and *buppo* 仏法 (Buddhist law, dharma), the orthodox conceptions of the social order in medieval Japan, has become the focus of accounts of those who seek to recount changes in the conceptions of the social order in late-Kamakura and early-Nanbokuchō period. Having made a wide-ranging survey and investigation of the use of the term *ninpo*, I have been able to conclude that in general *ninpo* did not refer to the secular order in contrast to *buppo*, and that it was chiefly used to refer to the monks who constituted temples communities. Though I was able to confirm that the term was widely used for a rather lengthy period, it had been based on the actual foundation of temple life. We can also observe a consciousness of informing medieval Buddhist humanism in that term. There are some examples of the usage of the term in a broader sense, unrestricted to temples and monks, but these remained undeveloped, at a stage of potentiality, and the use of *ninpo* was limited to examples in the narrowly defined sense.

Turning Alien Servicemen into Foreign Labour: The Polish Resettlement Policy of the Attlee Labour Government, 1946-49

by

MIZOKAMI Hiromi

On 22 May 1946, the British Secretary of State for Foreign Affairs, Ernest Bevin, finally announced the Government's policy on the Polish troops in exile. These troops had fought under the British command during World War II, but, after the British recognition of the Polish Government of National Unity in Warsaw

and the rise of the Cold War, they had become politically embarrassing for the British government because of their continuing allegiance to the unauthorized Polish Government in Exile (in London). Bevin's statement announced that the British government would disband the Polish Army in Exile and allow those members, who preferred not to return to the communist dominated Poland, to resettle in the United Kingdom (UK). To this end, they formed a special resettlement organization, named the Polish Resettlement Corps (PRC), as unarmed corps of the British Army into which Poles were enlisted for the period of their demobilization in Britain. The members of the PRC who found employment within two years would be relegated to the status of reserve and, under the control of the Ministry of Labour and National Service, be gradually reintegrated into civilian life. This point signaled the beginning of the officially-controlled resettlement of a body of foreigners. No such a policy had ever been carried out in the British history. By September 1949 when the PRC was disbanded, about 114,000 Poles had enlisted into the PRC and more than 90,000 ex-members had resettled in Britain.

So far, this resettlement policy has not attracted a great deal of interest from historians, because it implemented as a part of foreign labour policy during the Attlee years (1945-1951), when Britain suffered from serious labour shortage. Many scholars have described the Attlee government's immigration policy as 'open door'. However, some historians who studied the Attlee's administration's policy toward so-called post-war 'coloured immigrants' point out that the Attlee government tried to restrict immigration of 'coloured' British subjects by indirect measures. For example, they argue, the Attlee government unsuccessfully tried to put pressure on the colonial governments to prevent their people from migrating to the UK. Some of these historians argue that the immigration policy of the Attlee government was considerably 'racialized' and even assert that the immigration of 'coloured' people from the empire had nothing to do with the 'open door' policy which was induced by the manpower shortage. In this connection, Kathleen Paul argues, by comparing the Attlee government's migration policy towards four kinds of migrant groups, -British emigrants to the Commonwealth, European foreign labour including Poles, Irish immigrants and 'coloured immigrants'-, that its immigration policy was carried out in order to keep Britain 'white' and, also, to maintain the British Empire, by continuing the pre-existing notion of racial hierarchy. In her argument, Poles, along with other European foreign workers, are defined as 'potential Britons' who were welcomed, in the short term, as supplementary labour and, in the long term, as future 'British stock' to make up for the British population decrease. Her argument is widely accepted.

However, as this article will show, her argument is based on an imperfect

understanding of the Attlee government's foreign labour policy. First, she mixes up different kinds of policy under which each group of European foreign workers was recruited and immigrated to Britain. In order to stress the active support the Attlee government made for these 'white' foreigners, she exaggerates the extent of public funding and various kinds of official assistance for their resettlement, which, in fact, was not extended to all 'white' foreigners but mainly limited to Polish ex-servicemen and their families under the particular historical circumstances. Second, the foreign labour and immigration policy in the Attlee years was more restrictive and temporal than Paul, along with other historians, supposes. Taking into consideration the domestic reaction, the Attlee government treated quite selectively not only 'coloured' but also 'white' immigrants.

The aim of this article is, by revealing the precise feature of foreign labour policy and its link with the resettlement policy of Poles in the Attlee years, to review the conventional understanding of the British immigration policy in the late 1940s. While this article does not intend to negate the 'racial' character of the British immigration policy and its relation to debates on 'Britishness', it will highlight the different aspects of the Attlee administration's immigration policy in terms of its economic and domestic policy, and show the inadequacy of evaluating its immigration policy only from the perspective of 'race'.

A Reconstruction of the Career of Odaenathus

by

INOUE Fuminori

In this article, I try to reconstruct the career of Odaenathus, the famous ruler of Palmyra who actually governed the Roman East in the mid-third century. According to inscriptional evidence, he was called *hypatikos* in Greek in the years 257/258 and then *mtqnn'dy mdnh'klh* in Palmyrene during the period of the emperor Gallienus' sole reign (260-268). What does *hypatikos* mean in terms of Roman institutions of government? The same question applies to *mtqnn'dy mdnh'klh*.

Recently, D. S. Potter has attempted to provide answers to these questions. Concerning *hypatikos*, he proposed that it meant that Odaenathus was given the title *ornamenta consularia*. Most scholars, such as M. Gawlikowski and F. Millar, have thought that *hypatikos* meant consular governor and consequently Odaenathus